

議案第28号 説明資料

幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町子ども医療費助成条例 (昭和47年 3 月24日 条例第 4 号) 第 1 条及び第 2 条 略 (対象者) 第 3 条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する子ども（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者）で次の各号に該当する者とする。 (1)～(3) 略 (助成の範囲) 第 4 条 略 <u>2 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例</u> <u>（昭和48年条例第30号）により、医療費の助成が受けられる者については、</u>	○幕別町子ども医療費助成条例 (昭和47年 3 月24日 条例第 4 号) 第 1 条及び第 2 条 略 (対象者) 第 3 条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する子ども（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者）で次の各号に該当する者とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例</u> <u>（昭和48年条例第30号）による医療費の助成を受けている子どもでないこ</u> <u>と。</u> (助成の範囲) 第 4 条 略

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>同条例を優先して適用させるものとし、同条例の規定により一部負担金を負担した子どもについては、当該一部負担金相当額を助成する。</u> 第 5 条及び第 6 条 略 （助成の方法） 第 7 条 略 <u>2</u> 町長は、必要があると認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、保護者に支払うことにより行うことができる。 第 8 条～第 11 条 略	第 5 条及び第 6 条 略 （助成の方法） 第 7 条 略 <u>2</u> 町長は、<u>前項に規定する支払についての事務を北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。</u> <u>3</u> 町長は、必要があると認めるときは、<u>第 1 項</u>の規定にかかわらず、保護者に支払うことにより行うことができる。 第 8 条～第 11 条 略

幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の概要

「条例」…………… 幕別町子ども医療費助成条例（昭和47年条例第4号）

改正項目	関係条項	改正の内容	適用年月日	摘要														
助成の対象者及び助成の範囲	条例第3条及び第4条	【現 行】 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度の対象となる中学生以下の子どもについては、同制度による医療費の助成を優先して適用した後、同制度で助成されない一部負担金を子ども医療費助成制度で助成。 【改正後】 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度の対象となる中学生以下の子どもについては、すべて同制度で助成。（幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正するもの。） （例）重度心身障害者医療費助成の対象である小学生が通院した場合 （住民税課税世帯の場合） 「道」……………北海道医療給付事業に基づく道助成 「町（重度）」 ……幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づく町助成 「町（子ども）」 …幕別町子ども医療費助成条例に基づく町助成 【現 行】 <table><tr><td>医 療 保 険 者</td><td>道</td><td>町 （重度）</td><td>町 （子ども）</td></tr><tr><td>7 割</td><td>1 割</td><td>1 割</td><td>1 割</td></tr></table> ※初診時一部負担金を含む。 【改正後】 <table><tr><td>医 療 保 険 者</td><td>道</td><td>町 （重度）</td></tr><tr><td>7 割</td><td>1 割</td><td>2 割</td></tr></table> ※初診時一部負担金を含む。	医 療 保 険 者	道	町 （重度）	町 （子ども）	7 割	1 割	1 割	1 割	医 療 保 険 者	道	町 （重度）	7 割	1 割	2 割	平成30年8月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用する。	
医 療 保 険 者	道	町 （重度）	町 （子ども）															
7 割	1 割	1 割	1 割															
医 療 保 険 者	道	町 （重度）																
7 割	1 割	2 割																

改正項目	関係条項	改正の内容	適用年月日	摘要						
助成の方法	条例第7条	(例) 国保に加入している小学生が入院した場合（住民税課税世帯の場合） <table border="1"><tr><td>医療保険者</td><td>道</td><td>町(子ども)</td></tr><tr><td>7割</td><td>1割</td><td>2割</td></tr></table> 【現 行】 <pre>graph LR A[対象者] -- ①受診 --> B[病院] B -- "②レセプト請求 (保険者負担分) 7割分" --> C[国保連合会] C -- "④請求 (保険者負担分) 7割分" --> D["(保険者) 町"] D -- "⑧補助金申請 (子ども医療助成分) 1割分" --> E[北海道] E -- "⑨補助金交付 1割分" --> D D -- "⑤支払(7割分)" --> C C -- "③請求 (子ども医療助成分) 3割分" --> D D -- "⑦支払(3割分)" --> B</pre> 【改正後】 「レセプト併用化」に伴い、病院からレセプト請求により10割分（保険者負担分の7割と子ども医療費助成分3割の合計）が国保連合会を通じて町へ請求されることとなり、これまでの病院から町への直接請求（子ども医療助成分3割）及び町から病院への直接支払事務がなくなる。 <pre>graph LR A[対象者] -- ①受診 --> B[病院] B -- "②レセプト請求 10割分" --> C[国保連合会] C -- "④支払(7割分)" --> D["(保険者) 町"] C -- "④支払(3割分)" --> D D -- "⑥補助金申請 子ども医療助成分 1割分" --> E[北海道] E -- "⑦補助金交付 (1割分)" --> D D -- "③請求 (子ども医療助成分) 3割分" --> C C -- "⑤支払(10割分)" --> B</pre>	医療保険者	道	町(子ども)	7割	1割	2割		
		医療保険者	道	町(子ども)						
7割	1割	2割								